

# 平成 31 年度予算編成方針

## 第 1 経済状況と国の動向

我が国の経済状況は、平成 30 年 7 月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについても、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としている。

そのような状況の下、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）と併せ、「経済・財政再生計画」の基本方針を引き継いだ「新経済・財政再生計画」を策定し、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ質を高める必要があるとし、全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行うことで、経済再生と財政健全化の両立を図り、将来予想される大きな変化やリスクを見据えた課題への対応を適切かつ着実に実行する方針としている。

## 第 2 地方の現状と本市の財政状況

地方においては、人口減少や少子・高齢化という構造的課題を抱えながらも、多様化・高度化する住民ニーズへの確に対応していくため、地方自治体の一般財源の拡充と安定確保、財政健全化が大きな課題となっている。

本市においては、それら社会構造に対する課題が顕著であり、相まって、合併の特例により割り増しで交付されている普通交付税が平成 28 年度から段階的に縮減され、一本算定となる平成 33 年度には約 10.4 億円の規模で一般財源が減少する危機的な局面を迎えようとしている。

また、平成 29 年度決算における本市の財政指標は、前年度と比べて、実質公債費比率は改善したものの、今冬の豪雪による緊急的な財政出動などにより将来負担比率が悪化し、基金枯渇の危機的的局面を迎えるとともに、決算についても、実質収支の黒字化が限界であった。今後は、義務的・経常的経費の膨張と普通交付税の減少により、財政状況の改善は難しい見通しである。

このような中、「第 2 次村上市総合計画」を初めとした各種計画の理念・目標を踏まえつつ持続可能な行財政運営を確立すべく、国の取組と基調を合わせ、全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、無駄を徹底して排除し、持続可能な予算を編成するものとする。

### 第3 予算編成の基本方針

- 1 第2次村上市総合計画の基本理念に則った予算配分  
総合計画における目標達成に向け、最小の費用で最大限の効果が発揮できるための予算編成を行うものとする。
- 2 村上市総合戦略の積極的な推進  
将来的な人口減少に対応する自立したまちづくりを進めるため、平成29年4月に改定された「村上市総合戦略」の政策理念を達成するため、地方創生に向けた取組を真に必要な事業に重点化し、事業の効率化及び深化を図る。
- 3 村上市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理  
インフラの老朽化が課題となっているが、引き続き「村上市公共施設等総合管理計画」を基軸に『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化を念頭に予算編成するものとする。

### 第4 予算編成の基本的事項

- 1 予算編成の基本的な考え方
  - (1) 予算編成においては、各種関連計画に沿った予算要求を基本としつつ、大胆に踏み込んだ見直しに着手し、限られた経費を有効活用する。
  - (2) 年間所要額を適正に見積もる。(年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、又は当初予算で見積り不能なもの及び不確定な要素等により保留となるもの以外には行わないこととする。)
- 2 予算編成の手法について  
枠配分方式により、予算要求上限額を通知する。  
なお、これまでの枠配分方式は形骸化しており、実際は、1件ずつ査定を行う、いわゆる積上げ方式となっており、現在の財政危機の状態では財政部門による一律の査定が限界に達している。そのため、市民ニーズを的確に把握できる各担当課(局)において、要求上限額の範囲内で効率的かつ効果的な行財政運営が図られるよう、本来の意味による枠配分方式に立ち返るものとする。  
枠配分については、課(局)ごとに一般財源ベースで上限額を提示するので、枠内での要求とすること。

※各課(局)においては、課(局)長のリーダーシップの下、単年度にとどまらず中長期的、全庁的な観点から、セルフレビューによる事業費の削減に努め、要求上限額の範囲内に調整すること。

### 3 事業の見直しについて

事業の見直しについては、法令に定める事業を除き、全ての事業について見直すものとし、今日の社会情勢や住民ニーズを鑑み、これまでの方法に捉われることなく、本市にとってより相応しい事業となるようゼロベースから再構築すること。

下記の事業見直しの視点により、見直しが必要なものは積極的に事業の廃止、休止、縮小を行うこと。

#### 《事業見直しの視点》

##### ①自治体関与の妥当性

本市が実施しなければならない事業なのか。国や県との役割分担は適正か。民間や住民が実施すべきものではないか。

##### ②目的の妥当性

社会情勢や住民ニーズ、総合計画の目的に沿った事業となっているか。

##### ③対象者の妥当性

住民ニーズや本市の課題に対応しているか。

##### ④目的の達成度

事業の目的を達成し、施策・政策の目標達成に貢献しているか。所期の目的を既に達成しているにもかかわらず事業を継続していないか。

##### ⑤類似事業の存在

本市（民間含む）で類似の事業を実施していないか。

##### ⑥他自治体との比較

他自治体と比べサービス水準は適正であるか。本市の特性から高水準となっているものは、真に必要なもので、かつ事業の効果が表れているか。

##### ⑦隔年実施の可否

毎年継続して実施しなければならない事業なのか。

##### ⑧慣例による実施

事業の内容を見直すことなく慣例により実施していないか。地域の実情や特性を加味せず、平等性に捉われ不必要なサービスを提供していないか。

### 4 予算調整（査定）について

国の地方財政計画や各種制度の見直し等の動向を勘案しながら、枠配分に基づく仮予算要求、事業見直しヒアリングを経て、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出し、各種財政指標にも配慮しつつ調整を図ることとする。

5 予算編成スケジュール

年 月 日	事 項
平成 30 年 9 月 10 日	予算担当者説明会
平成 30 年 10 月 10 日	仮当初予算要求提出期限
平成 30 年 10 月下旬	各課見直し事業ヒアリング
平成 30 年 11 月中旬	市長・副市長査定（見直し事業）
平成 30 年 11 月 22 日	当初予算要求システム入力期限
平成 30 年 11 月 22 日以降	各課担当者ヒアリング
平成 31 年 1 月中旬	市長・副市長査定
平成 31 年 1 月中旬	予算案各課内示
平成 31 年 1 月下旬	当初予算書印刷

## 第5 予算要求基準について

### 【歳入に関する事項】

#### 1 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向を的確に把握し、財源確保の面はもちろんであるが、公平負担の観点から課税客体の把握の向上を図ること。また、普通交付税の算定方法が改正され、基準財政収入額算定に用いる徴収率が見直されていることから、徴収率の向上に向け、より一層取組みを強化すること。

#### 2 分担金及び負担金

負担率については、受益者負担の原則に基づき、事業の性格、受益の限度等を十分検討した上で、適正に見積もること。

変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H30（4月～10月）実績見込・・・①

H29（4月～10月）実績・・・②

H29（11月～3月）実績・・・③

① + (③ × (① / ②)) ± 特殊要因 = 要求額

#### 3 使用料及び手数料

実態に即した適正な料金設定を行うため、受益者負担の観点から、定期的な見直しを行った上で要求すること。

また、負担の公平性の観点から収入未済額を解消し、不納欠損が生じることのないよう努めること。

変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H30（4月～10月）実績見込・・・①

H29（4月～10月）実績・・・②

H29（11月～3月）実績・・・③

① + (③ × (① / ②)) ± 特殊要因 = 要求額

#### 4 国・県支出金

国・県の施策の動向、情報等を的確に把握し、各課(局)自らが積極的に財源確保に努めること。特に、制度改正により市の持ち出し（一般財源及び市債等）が増額となる事業については、単に加算することなく、再度、事業の必要性や事業内容等を十分検討し、見直しを行った上で要求すること。

なお、予算要求後に制度改正等による影響があった場合は、速やかに財政課財務係に報告の上、要求額の訂正を行うこと。

#### 5 財産収入

未利用財産については、今後の利用の可能性を考慮し、売却可能なものから優先的に処分を進めること。財産売払収入については、処分価格、処分方法等、法令に基づいた適正な収入額を見積もること。

また、土地等の貸付料については、固定資産評価額等を勘案して、適正に見積もること。

## 6 諸収入

可能な限り収入の確保に努めるとともに、過去の実績等を参考に適正に見積もること。  
変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H30（4月～10月）実績見込・・・①

H29（4月～10月）実績・・・②

H29（11月～3月）実績・・・③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

### 【歳出に関する事項】

#### 1 人件費

村上市職員定員適正化計画に基づいた効率的な人員配置とし、職員給与費については、平成30年度の現員現給に定期昇給分を見込み積算すること。（総務課人事管理室から別途通知）

また、時間外勤務手当については、現員職員数と業務量の関係から真にやむを得ない時間に限るものとするので、別途、総務課人事管理室から通知される「時間外勤務手当年間計画書」を提出すること。

なお、時差出勤や振替・代休制度の徹底や事務事業の見直しにより時間外勤務の削減に努めること。

※人件費に国県支出金の充当が可能なものについては、積極的に財源として計上すること。

※職員数が増員となっている場合は、業務量の分散を加味し、時間外勤務手当の年間計画を作成すること。

報酬については、各種審議会や委員会などの委員数や開催回数などを見直し、必要最低限の要求とすること。

#### 2 賃金

事務補助員賃金については、長期病欠、産休、育休代替等、臨時的なもので真に止むを得ないもの以外は予算化しない方針とする。

なお、臨時職員の配置が常態化している場合についても、事業の廃止、縮小、業務の効率化により、正規職員と臨時職員の役割分担や配置の必要性について検討すること。（最終的な配置に当たっては、総務課人事管理室で調整の上決定する。）

#### 3 報償費

単に前年度実績等によることなく、人数、回数、単価も含め事業内容の見直しを進めること。

#### 4 旅費

形式的な会議等に出席する場合の旅費については、原則、認めない方針とする。

出席回数や人数の見直しを行い、経費の節減に努めること。（出張人数については、原則1名とする。）

なお、一日の運行距離が300Kmを超える場合は、庁用車での出張は原則認められないので、公共交通機関等での旅費を計上すること。

#### 5 燃料費

より一層の省エネルギーを心がけ、消費量の節約に努めるとともに、指定管理料等に燃料費を含む場合も同様とすること。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

○単価×数量±特殊要因＝要求額

・単価…「燃料等契約単価\_H31 予算要求用」を参照のこと。

職員ポータル → Groupmax → ファイル共有 → group →

02 総務部 → 02 財政課 → 財務係 → H31 予算編成資料フォルダ内

・数量（又は走行距離数）

H30（4月～10月）実績見込 ……①

H29（4月～10月）実績 ……②

H29（11月～3月）実績 ……③

① + (③ × (① / ②)) = 数量

※予算編成過程において、大幅な価格変動が生じた場合は、財政課において単価調整を行う場合がある。

#### 6 印刷製本費

広報誌やホームページの活用を最大限に検討するとともに、慣例で発行することのないよう、目的、効果、必要性等を十分に精査した上で見積もること。

また、可能な限り庁内印刷（白黒）とすること。

#### 7 光熱水費

より一層の省エネルギーを心がけ、消費量の節約に努めるとともに、指定管理料等に光熱水費を含む場合も同様とすること。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

○数量に応じた料金表の金額＝要求額

・ガス、水道、下水道の使用量

H30（4月～10月）実績見込 ……①

$$\begin{aligned}
 & \text{H29 (4月～10月) 実績} \quad \dots \textcircled{2} \\
 & \text{H29 (11月～3月) 実績} \quad \dots \textcircled{3} \\
 & \textcircled{1} + (\textcircled{3} \times (\textcircled{1} / \textcircled{2})) \pm \text{特殊要因} = \text{数量}
 \end{aligned}$$

※電気料については、料金実績により算出する。

## 8 修繕料（工事請負費）

施設の維持管理費については、施設の現況、整備計画及び緊急性等を勘案して、適切に見積もること。

なお、一件 50 万円以上（設計額）の建物、道路等の修繕を目的とする業務は、原則、工事請負費で予算要求すること。

また、工事内容によっては、別途、設計業務委託料が必要となる場合もあるので要求漏れのないよう注意すること。

## 9 委託料

安易に委託することなく、費用対効果や必要性を十分検討した上で要求すること。

また、既存業務についても、法的義務の有無、委託の必要性を含め内容・方法の検討を行うこと。

なお、指定管理者の更新等により指定管理料が見直されたものは、決定額満額を要求すること。

## 10 使用料・借上料

更新時期を迎える車両や機器リースなどについては再リースを原則とするが、新規リースした場合との比較検討や使用頻度、消耗度を精査した上で要求すること。

また、カラーコピー機については、引き続き、リース契約の更新の際に白黒コピー機へ変更する方針なので注意すること。

※車両の新規リースについては、「新規及び入替取得する庁用車両の安全装備の追加について」（H29.9.22 付け財政課長通知）により、安全装備を追加した見積により要求すること。

## 11 備品購入費

備品の新規購入は、原則、認めないこととする。

また、更新の場合であっても必要性や使用頻度等を十分精査の上要求するとともに、処分費の必要性の有無を精査して要求すること。

## 12 扶助費

国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、それ以外の市単独の扶助費については、事業の効果を検証するとともに所得制限や対象者を精査し、負担力に応じた適正な自己負担を求めるなど、見直しを進めること。



また、常に情報収集に努め、予算要求後に制度改正等による影響があった場合は、速やかに財政課財務係に報告の上、要求額の訂正を行うこと。

継続事業については、原則、次により算出した額を要求すること。

H30（4月～10月）実績見込・・・①

H29（4月～10月）実績・・・②

H29（11月～3月）実績・・・③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

### 13 補助金・負担金

村上市行政改革推進本部で決定された「補助金の今後の方針」に基づき要求することとし、次の点に十分留意すること。

- ① 新規の補助金が増えていることから、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。
- ② 既存の補助金・負担金についても事業の効果について検証し、目的達成に向けた成果が表れない場合は、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めること。
- ③ 新規の補助金については総務課人事管理室と協議を行い、11月中に行革本部会議に案件を提出すること。

### 14 貸付金

利用状況、行政効果及び貸付条件等制度全般について見直すとともに、情勢の変化に適合した効果的な制度となるよう努め、必要最小限の範囲内で見積もること。

### 15 繰出金

特別会計においては一般会計と同一基調に立ち、独立採算の原則に基づき経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図ることにより、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう、最大限努めること。

## 【その他】

- (1) 特別会計については、一般会計繰出金削減率を目安に、一般会計と同様の基準により要求すること。
- (2) 公用車については、稼働率が低い分散（各課）管理車両は、積極的に集中（総務課、各支所地域振興課）管理車両への所管換えを行うこと。
- (3) 所管する財産の洗い出し、不要な資産の売却、貸付けなどを積極的に行い、自主財源の確保に努めること。
- (4) 事業の繰越は、会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、予算要求は、確実に年度内完了できる事業規模とし、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為など所要の措置を講じること。